住所　兵庫県加古川市尾上町安田571番地21
ホセ・アントニオ・カメヤマ・ナカホド　昭和46年11月10日生
リセー・ジョバンナ・エノビ・ナカホド　昭和51年10月7日生
アレックス・ハルキ・カメヤマ・エノビ　平成18年8月17日生
アリサ・カメヤマ・エノビ　平成20年6月12日生
ダイキ・カメヤマ・エノビ　平成24年10月1日生
エリカ・カメヤマ・エノビ　平成26年4月3日生
住所　静岡市駿河区桃園町5番12号
アナ・パウラ・チヨミ・ナカダ　昭和58年8月6日生
住所　千葉県浦安市富士見5丁目1番10号
安弘子　昭和38年6月7日生
住所　愛知県春日井市熊野町1350番地66
メイ・バルタザル・オカノ　昭和57年5月15日生
住所　愛知県春日井市桃山町1丁目253番地2
朱淑子　昭和15年8月25日生
住所　愛知県春日井市桃山町1丁目253番地2
趙正恵　昭和35年12月9日生
姜英伸　昭和61年3月6日生
姜裕子　昭和63年11月18日生
姜徳行　平成3年12月18日生
住所　滋賀県愛知郡愛荘町市1257番地
アレキサンダ・アキオ・サカイ　昭和61年8月2日生
住所　滋賀県東近江市大塚町1280番地1
金貞任　昭和10年2月9日生
尹謙石　昭和31年4月25日生
住所　大阪府茨木市太田1丁目1番26号
尹八千代　昭和38年1月25日生

○外務省告示第百九十九号

平成二十九年五月二十六日にキンシャサで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億七千万円
3　署名者
日　本　側　軽部洋在コンゴ民主共和国大使
コンゴ民主共和国側　レオナール・シェ・オキトゥンドゥ副首相兼外務・地域統合大臣

平成二十九年六月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百号

平成二十九年五月二十六日にキンシャサで、コンゴ民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　軽部洋在コンゴ民主共和国大使
コンゴ民主共和国側　レオナール・シェ・オキトゥンドゥ副首相兼外務・地域統合大臣

平成二十九年六月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百一号

平成二十九年五月二十六日にキンシャサで、国立生物医学研究所拡充計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がコンゴ民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国立生物医学研究所拡充計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十三億二千五百万円
3　贈与の供与期限　平成三十四年九月三十日
4　署名者
日　本　側　軽部洋在コンゴ民主共和国大使
コンゴ民主共和国側　レオナール・シェ・オキトゥンドゥ副首相兼外務・地域統合大臣

平成二十九年六月九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二号

平成二十九年五月三十一日にディリで、東ティモール民主共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換が東ティモール民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　山本栄二在東ティモール大使
東ティモール側　エルナニ・フィロメナ・コエーリョ・ダ・シルバ外務・協力大臣

平成二十九年六月九日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第二百十九号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ ウズベキスタン　エストニア　オーストリア キプロス　キルギス　ジョージア　スイス スロベニア　タジキスタン　デンマーク トルクメニスタン　ノルウェー　フィンランド ベラルーシ　ベルギー　ポルトガル　マルタ モルドバ　ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン　ルクセンブルク	欧州地域 アイスランド　アイルランド　アンドラ ウズベキスタン　エストニア　キプロス　キルギス　ジョージア　スイス　スロベニア タジキスタン　デンマーク　トルクメニスタン　ノルウェー　フィンランド　ベラルーシ ベルギー　ポルトガル　マルタ　モルドバ ラトビア　リトアニア　リヒテンシュタイン　ルクセンブルク

○文部科学省告示第八十六号

重要無形文化財清元節三味線の保持者小柳泰一（清元榮三）（平成十五年文部科学省告示第百二十三号）は、平成二十八年十二月三十一日死亡し、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十九年六月九日

文部科学大臣　松野　博一

○農林水産省
環境省告示第三号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十九年五月十八日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十九年六月九日

農林水産大臣　山本　有二
環境大臣　山本　公一